

令和4年度 第3回弥富市都市計画審議会 会議録

日 時 令和4年12月6日(火) 午前10時00分から午前11時30分まで
場 所 弥富市役所 本庁舎3階 大会議室A B
委 員 嶋田 喜昭 会長、平野 広行 委員、高橋 八重典 委員、伊藤 肇章 委員
服部 知治 委員、東嶋 とも子 委員、平野 隆久 委員、大村 敦彦 委員、
八木 春美 委員、竹川 彰 委員、鬼頭 重美 委員、猪子 雅己 委員(代理
有田氏)
弥富市 安藤 正明市長、村瀬 美樹副市長、伊藤建設部長
事務局 三輪都市整備課長、高柳主査、山田主任、大野専門員
傍聴人 なし

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 議案第1号
名古屋都市計画道路の変更について【弥富市決定】
(3・4・776 中央通線、3・4・782 弥生通線)
- 5 議案第2号
名古屋都市計画道路の変更について【愛知県決定】
(3・3・261 名古屋第3環状線、3・4・311 弥富蟹江名古屋線)
- 6 議案第3号
名古屋都市計画交通広場の変更について【弥富市決定】
(弥富駅北口交通広場)
- 7 議案第4号
名古屋都市計画生産緑地地区の変更について【弥富市決定】
- 8 閉会

ぎじ

【議事要旨】

■議案第1号、第2号、第3号

嶋田 会長：議案第1号「名古屋都市計画道路の変更について【弥富市決定】」、議案第2号「名古屋都市計画道路の変更について【愛知県決定】」、議案第3号「名古屋都市計画交通広場の変更について【弥富市決定】」の3議案について事務局より説明を求めます。

— 議題 事務局説明 —

嶋田 会長：ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

服部 委員：議案第3号について、基本方針で歩道を幅員4m以上確保するや、バースを何台配置するなど示されており、これを基に広場の図面を作成していると思うが、議案に図面はつけないのか。

事務局：説明のスライドにあった広場の参考図面をつけるべきだったが、今回審議いただきたいのは、都市計画決定をする範囲や面積の部分で、広場の中の配置等は現在進めている詳細設計の中で若干変更の可能性があるので、お示しした資料で審議いただきたい。

高橋 委員：前回も意見したが、踏切横断を減らすために駅前広場に車を集めるが、東西に抜ける現道の車道幅員が狭くなり、渋滞が発生するのではないかと。なので、将来的には拡幅するなどの方針を決めてから審議すべきでは。

事務局：市の方針は前回も報告いたしましたが、道路管理者や公安委員会と協議し、歩行者の安全確保のために歩道を設置する必要があるが、用地の確保が難しいことから、2車線ある道路を1車線にし、現道の中で歩車分離するという方針で計画している。

高橋 委員：西側にあるセブンイレブンの信号交差点でも渋滞しているが、広場の交差点が無信号交差点でも問題ないという根拠を説明してほしい。

事務局：令和2年度に行った交通量調査によると東進する平日のピーク1時間交通量は149台、西進は245台。そして駅前広場の大きさを設計するにあたり計算した広場内のピーク1時間交通量は110台で、これを東西の交通量割合で右左折に案分したものが、広場からの左折アウト41台、右折アウト69台。これを基に交差点の交通容量を計算すると610台/時ということになり、無信号交差点でも交通処理が可能という結果となった。

高橋 委員：令和2年度の交通量調査を基にしてよいか。広場を整備した場合、交通量が増えるのではないか。また、車道が狭くなることも考慮されているか。

事務局：考慮していないが、時間当たり需要が110台で、容量が610台なので、上乗せしても下回ると予想される。

高橋 委員：よく検討して説明していただきたい。

嶋田 会長：現状の東西道路の幅員がいくつで、歩道ができるといくつになるのか。

事務局：現状は、広場の交差点より東側が6m、西側が7mの幅員で、北側に歩道を整備すると車道幅員は5mとなる。広場へ向かう歩行者は交差点付近で横断する。

嶋田 会長：先ほどの容量計算では歩行者の横断は検討に含めていない。また、北側の4mほどの道路からの交通は見込んでいない。

平野 委員：今日の審議会では、交通広場の都市計画決定を審議するというので、ここへ繋がる道路の状況や広場の中の状況を説明してほしいということ、先ほど東嶋委員と高橋委員は質問されたと思う。しかし、広場の中はまだ設計中

とのことだが、そういったことをこの場で説明して審議するのではないか。

事務局：設計の中で若干の変更の可能性はあるが、提示している資料をもとに質問していただき、審議していただきたい。

平野 委員：そうであれば、広場の設計の基本方針等の大体のことは理解したので、コンセプトをもって設計して行ってほしい。また、高橋議員から意見があったように、都市計画道路ではないが、ここに繋がる道路の対策をお願いしたい。

嶋田 会長：採決には現道の整備を検討していくことを付加させてもらっていいか。

事務局：公安協議でも都市計画道路の廃止する上で、歩道設置などの現道の整備をすすめる方針を前提に協議しているので、それを踏まえて審議いただきたい。

嶋田 会長：交通広場の交通機能としては理解した。他に環境機能や防災機能など考えはあるか。

事務局：広場の北側に少し広い歩道でポケットパークと表記がある部分について、賑わい空間としてどういったことができるか検討中である。

嶋田 会長：確認ですが、将来の交通需要はどのような予測をしたか。

事務局：将来の交通量の予測はパーソントリップ調査や駅利用者へのアンケートにより、交通広場が整備された時の利用者の転換を推計値に使用し、スライド5にあるような青色で示した現道で都市計画道路を廃止しても問題ないとした。

嶋田 会長：高橋委員の意見の幅員を狭めた状態で検討しているか。

事務局：現状の道路で解析している。

【議案第1号、議案第2号、議案第3号 原案通り可決】

■議案第4号

嶋田 会長：議案第4号「名古屋都市計画生産緑地の変更について【弥富市決定】」について事務局より説明を求めます。

— 議題 事務局説明 —

嶋田 会長：ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。市が買い取らない理由とはどういったことがあるのか。

事務局：生産緑地法の第10、第11条に特別な事情がない限りは自治体で買い取る条項があるが、その解釈はそこに具体的な公共施設の整備計画あることや土地が不整形といったことがある。そこで、関係部局（庁内、海部建設事務所、農業委員会）に照会・斡旋をしたが買取りの申出はなかった。

嶋田 会長：今県内では制度ができてから30年というところで、継続するかどうかという議論があり、細かい敷地をよく見かけるが、2500m²という敷地だったので、何かできないかと思った。

平野 委員：ほかの農業者から買取り希望があった場合、優遇措置は引き継がれるか。

事務局：個人間で金額が合えば売買可能で、譲り受ける方が要件を満たしていれば生産緑地という条件も引き継げる。

平野 委員：車新田地区では生産緑地として残したいというような意向はあるか。

事務局：車新田地区は現状市街化調整区域ですが、市街化編入を目指している地区で、その際に生産緑地として残したいという意見はない。この地区は金魚池が多数あり、それも指定できるので、事業が進めば再度確認する。

嶋田 会長：市では生産緑地指定の意向調査をもう行っているのか。

事務局：会長の質問は特定生産緑地制度の話だと思うが、当初指定から30年経過した時点の話であり、弥富市は平成22年に生産緑地を指定しているのもう少し先になる。

黒宮 委員：生産緑地法の改正により、面積要件が500m²以上から300m²以上の区域に緩和できることもあり、名古屋市は条例で定めている。JAの立場からすると、ご先祖から市街化区域の農地を引き継いできたが、保有していくには税負担が非常に重いという現実があり、有効利用しようにも立地のいいところでしか貸店舗や駐車場などの需要はなく、ほとんどの農地は有効利用できない。農業をやっていくといっても、生産緑地に指定されなければ市街化農地ということで多少は軽減されるが負担が大きい。そういった状況で面積要件の500m²以上というのが、個人の保有ではあまり該当せず、他の人と一団でもよいというのはあるが、そこにはいろいろな障害があるので事例はあまりないと思う。こういった状況で300m²以上に緩和してもらえれば、農業を続けていこうと思う方も増えるのではないかと思う。また、指定したら30年は農業を続けなければならないという条件も、先祖代々の農地なので未来へ残したいといった時に、一部を残して有効利用できることもある。なので、弥富市でも緩和していただき、生産緑地に指定されやすくして農地を守るといったところを検討してほしい。

事務局：市内では、一団の農地として500m²以上を満たしているところはないので、500m²という縛りで一連で解除となる事例はない。また、弥富市では生産緑地の指定を随時受け付けていないため、今後車新田地区の土地区画整理等で募集する機会があれば、近隣市町の状況も考慮しつつ300m²以上への緩和をする条例制定も検討していきたい。

嶋田 会長：現状、面積はどれくらい。

事務局：26団地で29,288m²。

嶋田 会長：平均すると1団地1,000m²くらいか。あと、耕作の条件として花の栽培なども作物となるか。

事務局：水稲以外でも畑や果樹なども対象となり、花も対象と思うが今はっきりお答えできない。

嶋田 会長：弥富市では周りに調整区域の農地があるのでいいが、他市では都市農地というのは緑を残すといったことや水害の面でも非常に重要で議論になっている。

【議案第4号 原案通り可決】

以上